主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡田実五郎の上告趣意のうち、憲法一三条違反を主張する点は、覚せい剤の使用は、覚せい剤の輸入、輸出、所持、製造、譲渡及び譲受等よりも犯情において常に軽いとは限らないので、所論は前提を欠き(昭和三〇年(あ)第二三一一号同年一二月二一日大法廷判決・刑集九巻一四号二九四六頁参照)、その余は、憲法一四条、一二条違反をいう点を含め、量刑不当の主張を出でず、被告人本人の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年二月二一日

最有裁判所第一小法廷

找判長裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫